

役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等の報酬並びに費用 弁償に関する規程

社会福祉法人遊歩

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人遊歩の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等（以下「役員等」という）に対する報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員等には、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等には、費用弁償をする。

- 2 役員等の出張については、社会福祉法人遊歩旅費規程を準用する。
- 3 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会等については、1回の出席につき3,000円を支給する。なお、就業時間中の理事の理事会等への出席については、支給しない。

附則

この規程は、平成28年11月25日から施行する。